

の命日には參詣あらずと云ふ事なし。東堂は納所坊主春長を召連れ、下男共に下知して、河原屋敷の石を取のけ、花鳥の用意をなし、寺の留守には小田傳兵衛と云ふ者、未だ左吉とて幼少也。磯野六兵衛とて前田丹後どの家禮の子千太郎といへり。山田九郎右衛門を虎之助と申時、三人寄合物よみなどして有之處、三十餘の大男網笠深くかぶり、大小持ちて旅裝束にて、寺の玄關にのぞき廻るを、小田左吉、あれおそろしや、盗人こそ來りけれ、門前の者を呼ばんと云ふ。千太郎、虎之助申す様は、此白晝に何の盗人來るべき、誰にて渡り候やと申しければ、男申すやう、東堂様に逢申度由申しけり。早々左吉參つて同道す。男笠をぬぎ、草鞋ぬぎ、色代へ上る。東堂いかなる御人ぞ、なにの用ぞと問はれければ、彼男畏りて、我は今枝民部家來山本九郎右衛門也。江戸にて人をあやまり立退候へ共、請人・母など召籠らるゝと承り、替り可申ため罷越候。御公儀の事東堂様に奉願と申しけり。和尚横手打つて、扱もく侍はかくこそ有るべき事也。武勇の致す處、奇特々々と仰せられ、納所をばや横山城州へ被遣。山城殿是を聞き手を打ち悦

び、はや割場へ被申遣。寺には彼男に盃出し、冷食などすゝめられ、小松表の咄に成る。其間に虎之助男の耳にさし寄りて、先づ刀・脇刺を東堂に預けられ可然旨竊に申しければ、目ませいたし、刀・脇刺をぬきて東堂様に指上げ、見苦しく候へ共、相果候はゞ茶湯被成、御回向可被下由申しける處へ、御小人頭中村喜兵衛・風間次兵衛兩人に、御先番の小者廿人、龍淵寺へ來りけり。御城中の御普請致す御小人百人、ひたたくと龍淵寺の屋敷惣櫓を取巻く。喜兵衛次兵衛彼男と近付になり、奇特成御越哉と感じ申しければ、男申しけるは、此上は繩を御放免被成下候はゞ難有可奉存旨申けり。兩人申すやうは、是迄御來禱の上何のあやしき事あらん。併御公儀の御事、民部殿爲と申しながら、且は殿様の御爲にも、如何にも大事にかけ申すやうに、聞えのために候間、そと人目にも可仕、心やすかれとて、取つて繩付にして、大勢引返し籠へ入れ、追付江戸へ被遣、御斷被仰上、御成敗にて相濟みけり。右山本九郎右衛門は今枝民部が歩行者也。寛永九年卯月上旬於江戸、本郷の内にて、將軍家の同心衆の内に借屋して有りけるに、宿の女と

密通し、互に色外にあはれ、亭主の耳に立ち、近日討取つて公儀へ斷り、加州の家老衆へも案内可申入とねらふ由、彼の男に妻女より告げれば、同心の者を討殺し、いづちともなく落ち去りけり。同心頭聞届け、はや評定所の沙汰に成り、其由御一門衆より御案内有りければ、先づ國へ人を遣し、請人・一門の縮被仰付、可成本人相尋可申旨、老中より内書有之。請人は小松前田對馬内飯田次郎左衛門也。走人の母も小松にありし故、先づ召捕つて被召籠しと云々。又云ふ。正保二年卯月五日少將光高君江戸にて頓に逝去し給ひ、五月十日は尊靈の三十五日にて、五ヶ日大法會を金澤天徳寺にて御執行被成けり。導師の智識は、其頃天徳院泉滴和尚遷化にて、いまだ後住も定らず。小松玉龍寺八代目の大平山徳岩叟文苑和尚は、惠學和尚に玉龍寺を譲り、金澤へ隠居せられ、龍淵寺といふ。是を導師に仰付けられたり。其故は第一天徳院泉滴和尚の門弟にて、大玄の一派也。此時節三ヶ國曹洞宗の智識達を竹笠下になし、祖意の活法を唱へ法問有る事なれば、歳若なる智識は成りがたし。此の文苑和尚は其の比一の大老也、北國無双の智識也。

金澤にて源峰居士・利齋大姉夫婦の位牌所、前田・横山・今枝・岡嶋家何れも崇敬の事なれば、撰み出され、御導師を勤められ、御回向をぞせられける。といへり。按ずるに、寛永の初め犀川河原に初て寺地を賜はりしは、何年の事なりけん。三壺記に、光高卿の御任官、英賢（同位）様御法事旁、縁引を以て御陀言申上げ、薩摩磯之助・金太夫一類集り、犀川に淨瑠璃・あやとり初めけるが、一兩年も仕る内に、四月十四日御城火事に町中も立ち替りて、犀川の河原寸地もなく屋敷に渡り、芝居の有る内に龍淵寺へ二千歩屋敷相渡り、金太夫は龍淵寺借屋してまします處へ禮に参りて、三十日もあやとり仕と云々。右四月十四日の火災は寛永八年なれば、此の火災前寺地を賜はりたるならんか。

○塔頭榮岩寺  
龍淵寺由來書に、塔頭榮岩寺は、正保三年建立仕、龍淵寺拜領地内に罷在。と見ゆ、三箇屋版六用集に、龍淵寺塔中榮岩寺とあり。其の後絶えて今はなし。

○長國寺町  
元祿九年の地子町肝煎裁許附に、泉寺町・龍徳寺町・長國寺